て対象事業を営むもの（以下この項において「発行会社等」という。）の取締役（当該発行会社等が持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。第四条の三第二項第一号において同じ。）である場合にあつては、業務を執行する社員又は業務を執行する社員の職務を行うべき者をいう。）若しくは監査役に新たに就任すること又は第二条第一項第二号イからヌまでに掲げる者（外国投資家が令第三条の二第一項第三号から第五号までに掲げるものに該当する場合にあつては第二条第一項第三号イ及びロに掲げる者を含む。）を発行会社等の取締役又は監査役に新たに就任させることを目的とする対内直接投資等

［二～八　略］

（特定取得の届出等）

第四条　令第四条第一項第四号に規定する主務省令で定める行為は、次の各号に掲げる行為とする。

［一・二　略］

三　特定取得のうち、有価証券の引受けに該当する行為（当該行為により取得した株式の議決権の行使を行わないものに限る。）

［2～6　略］

（特定取得の届出の特例に関する事項）

第四条の三　［略］

2　令第四条の三第二項第三号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　特定取得に係る会社（以下この号及び次号において「発行会社」という。）、特定子会社（発行会社の子会社であつて第四条第二項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める業種に属する事業（以下この項において「特定対象事業」という。）を営むものをいう。）、特定親会社（特定子会社の親会社であつて発行会社以外のものをいう。）又は発行会社が財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の会社として第四条第三項に規定する他の会社（子会社を除く。）であつて特定対象事業を営むもの（以下この号において「発行会社等」という。）の取締役（当該発行会社等が持分会社である場合にあつては、業務を執行する社員又は業務を執行する社員の職務を行うべき者をいう。）若しくは監査役に新たに就任すること又は第二条第一項第二号イからヌまでに掲げる者（外国投資家が令第三条の二第一項第三号から第五号までに掲げるものに該当する場合にあつては第二条第一項第三号イ及びロに掲げる者を含む。）を発行会社等の取締役又は監査役に新たに就任させることを目的とする特定取得

［二～七　略］

別表第三（第六条の二関係）

	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
一	［略］	［略］	［略］	［略］
二			対象業種であつて、第三条の二第三項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める業種以外の業種	［略］
三～十六	［略］	［略］	［略］	［略］

備考　表中の［　］の表記は注記である。

業を営むもの（以下この項において「発行会社等」という。）の取締役（当該発行会社等が持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。第四条の三第五項第一号において同じ。）である場合にあつては、業務を執行する社員又は業務を執行する社員の職務を行うべき者をいう。）若しくは監査役に新たに就任すること又は第二条第一項第二号イからヌまでに掲げる者（外国投資家が令第三条の二第一項第三号から第五号までに掲げるものに該当する場合にあつては第二条第一項第三号イ及びロに掲げる者を含む。）を発行会社等の取締役又は監査役に新たに就任させることを目的とする対内直接投資等

［二～八　同上］

（特定取得の届出等）

第四条　［同上］

［一・二　同上］

三　特定取得のうち、金融商品取引法第二条第八項第六号に掲げる有価証券の引受けに該当する行為（当該行為により取得した株式の議決権の行使を行わないものに限る。）

［2～6　同上］

（特定取得の届出の特例に関する事項）

第四条の三　［同上］

2　［同上］

一　特定取得に係る会社（以下この号において「発行会社」という。）、特定子会社（発行会社の子会社であつて第四条第二項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める業種に属する事業（以下この項において「特定対象事業」という。）を営むものをいう。）、特定親会社（特定子会社の親会社であつて発行会社以外のものをいう。）又は発行会社が財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の会社として第四条第三項に規定する他の会社（子会社を除く。）であつて特定対象事業を営むもの（以下この号において「発行会社等」という。）の取締役（当該発行会社等が持分会社である場合にあつては、業務を執行する社員又は業務を執行する社員の職務を行うべき者をいう。）若しくは監査役に新たに就任すること又は第二条第一項第三号から第五号までに掲げる者（外国投資家が令第三条の二第一項第三号イ及びロに掲げる者を含む。）を発行会社等の取締役又は監査役に新たに就任させることを目的とする特定取得

［二～七　同上］

別表第三（第六条の二関係）

	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
一	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
二			対象業種であつて、第三条の二第二項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める業種以外の業種	［同上］
三～十六	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］